

年金記録の訂正に関する方針の主な修正点

■ 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領

ページ	修正前	修正後	修正理由
1	第1 訂正請求の事務手続 1 訂正請求の受付 (1) 訂正請求の受付 ア 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」(様式第1号の1～3。以下「請求書」という。)により行い、日本年金機構で受付ける。 イ 日本年金機構は、受付けた請求書について、以下の書類が添付されているかどうかを確認し、不足がある場合は請求者に提出を求める。 (ア) 請求期間における保険料の納付状況、勤務の状況その他の事実を記載した書類(様式第2号の1～3) (イ) 被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)が死亡した場合においては、以下に掲げるいずれかの書類(以下略)	第1 訂正請求の事務手続 1 訂正請求の受付 (1) 訂正請求の受付 ア 国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、「年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書」(様式第1号の1～4。以下「請求書」という。)により行い、日本年金機構で受付ける。 イ 日本年金機構は、受付けた請求書について、以下の書類が添付されているかどうかを確認し、不足がある場合は請求者に提出を求める。 (ア) 請求期間における保険料の納付状況、勤務の状況その他の事実を記載した書類(様式第2号の1～3)。ただし、(イ)の場合を除く。 <u>(イ) 厚生年金保険に関する事案のうち、事業主が従業員から保険料控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する従業員又は従業員であった者からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われた場合は、当該訂正請求の概要について当該事業所が記載した書類(様式第3号)</u> (ウ) 被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)が死亡した場合においては、以下に掲げるいずれかの書類(以下略)	厚生年金保険に関する事案のうち、事業所を単位として一括して行われた訂正請求に係る請求書を別様式とし、これに添付する事案の概要を記載した書類を事務取扱要領の様式として追加した。

ページ	修正前	修正後	修正理由
2	3 地方審議会への諮問 (1) 諮問 地方厚生局は、年金記録の訂正をする旨の決定若しくはしない旨の決定又は訂正請求の却下(以下「訂正請求に関する処分」という。)をしようとするときは、地方厚生局(地方厚生支局を除く。)に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。)に諮問しなければならない。	3 地方審議会への諮問 (1) 諮問 地方厚生局は、年金記録の訂正をする旨の決定若しくはしない旨の決定又は訂正請求の却下(以下「訂正請求に関する処分」という。)をしようとするときは、「<u>諮問書</u>」(様式第5号)に<u>訂正請求に関する処分案(様式第6号)</u>、請求書、添付書類及び参考資料を添付して、地方厚生局(地方厚生支局を除く。)に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。)に諮問しなければならない。	訂正請求に関する処分案(様式第5号)は、地方審議会に諮問された上で、請求者に送付する答申書となることから、諮問書及び訂正請求に関する処分案を事務取扱要領の様式とし、諮問方法を追加した。
2	4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡 (2) 請求者等への通知 地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行ったときは、速やかに請求者及び日本年金機構へ通知する。	4 訂正請求に関する処分並びに請求者に対する通知及び連絡 (2) 請求者等への通知 地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行ったときは、<u>当該処分に応じて、「年金記録に係る訂正決定通知書」(様式第7号)、「年金記録に係る不訂正決定通知書」(様式第8号)、「年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書」(様式第9号)又は「年金記録の訂正に係る却下通知書」(様式第10号)に答申書の写しを添付して、速やかに請求者及び日本年金機構へ通知する。</u>	請求者に通知する以下の通知書を事務取扱要領の様式とし、通知方法を追加した。 ● 訂正決定通知書 ● 不訂正決定通知書 ● 訂正・不訂正決定通知書 ● 却下通知書

ページ	修正前	修正後	修正理由
4	第3 その他の事務 3 訂正請求処理の終了に関する事務 地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認したときは、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する。	第3 その他の事務 3 訂正請求処理の終了に関する事務 地方厚生局は、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認したときは、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する。 <u>その際、地方厚生局は、当該請求者の遺族等に対し、当該請求者に係る訂正請求処理を終了する旨を伝えたとともに、別紙1に掲げる請求者適格を有している遺族等が訂正請求をできること、当該遺族等が訂正請求した場合は、当該請求者に係る訂正請求の調査審議を受け継いで処理することを説明する。</u>	処分前に請求者が死亡した場合に、当該請求者の遺族に対する支援・対応等を明らかにするため、当該支援・対応の内容について追記した。

ページ	修正前	修正後	修正理由
5	〔別紙1〕 訂正請求をすることができる者は、以下のとおりである。 なお、請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）の決定又は遺族年金等（保険給付）の裁定を受けていないが、以下に掲げる者（遺族）に該当することが確認できる場合は、当該請求者は訂正請求をすることができる者とする。 ○ 被保険者等が生存している場合 ● 国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者 ● 昭和60年改正法による改正前の国民年金又は厚生年金保険の被保険者であった者 ● 厚生年金保険に統合された旧船員保険、旧三公社共済（JR、JT、NTT）又は旧農林共済の被保険者（組合員）であった者	〔別紙1〕 訂正請求をすることができる者は、以下のとおりである。 なお、請求者が被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）の決定又は遺族年金等（保険給付）の裁定を受けていないが、以下に掲げる者（遺族）に該当することが確認できる場合は、当該請求者は訂正請求をすることができる者とする。 ○ 被保険者等が生存している場合 ● 国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者 ● <u>厚生年金保険法第78条の6第3項又は第78条の14第4項の規定により、請求者の被保険者期間であったものとみなされた離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者</u> ● 昭和60年改正法による改正前の国民年金又は厚生年金保険の被保険者であった者 ● 厚生年金保険に統合された旧船員保険、旧三公社共済（JR、JT、NTT）又は旧農林共済の被保険者（組合員）であった者	離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者については、「厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者」に含むとしていたが、厚生年金保険法第28条の2の規定に合わせ、別記した。

■ 国民年金記録訂正請求認定基準・要領

ページ	修正前	修正後	修正理由
1	第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係 この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。 なお、<u>すべての請求期間について、請求期間の全部が特定事案の基準に該当する事案については、年金事務所段階で記録訂正されるものである。</u>	第4 特定事案の基準と総合認定の基準との関係 この基準は、第2章に「第1節 特定事案の基準」と「第2節 総合認定の基準」を設けており、この2つの基準の適用関係は次のとおりである。 なお、<u>請求期間(複数の請求期間については、その請求期間の全て。)が、特定請求期間(その期間内の期間の全部が特定事案の基準に該当する請求期間をいう。以下同じ。)に該当する事案については、年金事務所段階で記録訂正されるものである。</u>	特定事案の基準と総合認定の基準の適用する範囲について、より明確にするために修正することとした。
2	1 特定事案の基準 <u>基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の事案(※)、以下「最近事案」という。)以外の事案であって、請求期間の一部が特定事案の基準に該当するときは、その該当する一部の期間について、特定事案の基準で訂正の認定を行う。</u> (※) <u>請求期間に基礎年金番号の導入後の平成9年1月以降の期間を含む事案、又は平成9年1月前の請求期間に対する保険料納付等を同月以降に行ったとしている事案</u> 2 総合認定の基準 <u>最近事案以外の事案であって、そのうち特定事案の基準に該当しない期間(すなわち消極的な事情がある期間)に係る部分と、最近事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。</u>	1 特定事案の基準 <u>訂正請求された事案のうち、最近事案(※)以外の請求期間であって、特定請求期間は、特定事案の基準で訂正の認定を行う。</u> (※) <u>請求期間に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間を含む事案(平成9年1月前の請求期間に係る保険料の納付等を同月以降に行ったとしている事案を含む。以下同じ。)</u> 2 総合認定の基準 <u>最近事案以外の請求期間のうち、特定請求期間以外の請求期間と、最近事案については、総合認定の基準で訂正、不訂正の認定を行う。</u>	

最近事案(※1)以外の特定事案の基準及び総合認定の基準の適用範囲

(参考)

年金事務所段階
で記録訂正

事案①

請求期間A
(S40. 4～S42. 3)

請求期間B
(S44. 4～S46. 3)

請求期間C
(S48. 4～S50. 3)

請求期間D
(S52. 4～S54. 3)

事案②

請求期間A
(S40. 4～S42. 3)

請求期間B
(S44. 4～S46. 3)

請求期間C
(S48. 4～S50. 3)

請求期間D
(S52. 4～S54. 3)

特定事案の基準で認定

総合認定の基準で認定

判断
斜線の
期間に
ついて
は、実
質は特
定基準
で

地方厚生(支)局
で認定

事案③

請求期間A
(S40. 4～S42. 3)

請求期間B
(S44. 4～S46. 3)

請求期間C
(S48. 4～S50. 3)

請求期間D
(S52. 4～S54. 3)

事案④

請求期間A
(S40. 4～S42. 3)

請求期間B
(S44. 4～S46. 3)

請求期間C
(S48. 4～S50. 3)

請求期間D
(S52. 4～S54. 3)

 : 特定事案の基準に合致する期間  : 特定請求期間(※2)  : 総合認定の基準により認定する期間

(※1) 最近事案: 請求期間に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間を含む事案(平成9年1月前の請求期間に係る保険料の納付等を同月以降に行ったとしている事案を含む。)

(※2) 特定請求期間: 請求期間内の期間の全部が特定事案の基準に該当する請求期間をいう。

■ 厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領

ページ	修正前	修正後	修正理由
2	1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての審議 (2) 厚年法第75条ただし書該当の審議 厚年法第75条本文において、保険料を徴収できない期間については、保険給付を制限することとしている。 このため、<u>被保険者の資格の届出※(申出又は申請を含む。以下同じ。)</u>がなされず保険料を徴収する権利が時効により消滅した後になって取得日・喪失日等の届出が行われた場合は、当該届出に基づく期間について、保険給付の対象外としている。 ※ 原則、事業主が届出(厚年法第27条)。高齢任意加入被保険者(同法附則第4条の3)又は任意継続被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)附則第43条)は、被保険者自身で資格取得日の届出を行う。 (中略) 以上を踏まえて、厚年法に基づく訂正の判断では、厚年法第75条ただし書の規定に関して、請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていた、又は、<u>納付義務者(事業主又は被保険者)</u>が厚生年金保険料を納付※していた(保険料を納付できるということは、事業主により届出が行われている。)か否かを判断し、届出又は保険料納付を行っていたと判断できる場合には、保険給付の対象期間として訂正を認めることとなる。 ※ 納付義務者は、原則、事業主(被保険者負担分及び事業主負担分の保険料をあわせて納付)(厚年法第82条第2項)であるが、<u>高齢任意加入被保険者(事業主の保険料半額負担の同意なし)(厚年法附則第4条の3第7項)又は任意継続被保険者(第四種被保険者)(昭和60年改正前の厚年法第82条)</u>は、全額自己負担のうえ自身が納付する。	1 第3章第1から第4までの基準に係る事案についての審議 (2) 厚年法第75条ただし書該当の審議 厚年法第75条本文において、保険料を徴収できない期間については、保険給付を制限することとしている。 このため、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後になって、<u>事業主により取得日・喪失日等の届出が行われた</u>場合は、当該届出に基づく期間について、保険給付の対象外としている。 (中略) 以上を踏まえて、厚年法に基づく訂正の判断では、厚年法第75条ただし書の規定に関して、請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていた、又は、<u>事業主が厚生年金保険料を納付していた(保険料を納付できるということは、事業主により届出が行われている。)</u>か否かを判断し、届出又は保険料納付を行っていたと判断できる場合には、保険給付の対象期間として訂正を認めることとなる。	厚生年金保険の任意加入事案は、届出(申出・申請を含む。)*保険料納付義務者が「事業主」である場合と「被保険者」である場合がある。 このうち、「被保険者」が届出・保険料納付義務者である場合は、厚年法第75条及び厚生年金特例法の対象とならない事案のため、「第5の基準」で判断する旨記載すべきところ、「第1から第4までの基準」で判断するとして記載していたため、該当箇所を修正した。

ページ	修正前	修正後	修正理由
13	第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準 厚年基準1-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正) ○次の①及び②のいずれにも該当する場合(❶に該当する場合を除く。) (注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第75条本文を適用しないものとする。 厚年基準1-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正) ○次の①及び③のいずれにも該当する場合(❷に該当する場合を除く。) 厚年基準1-3(厚年法第75条本文該当による訂正) ○次の①及び④のいずれにも該当する場合 次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ② 事業主又は被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合 ③ 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合 ④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合	第1 厚生年金保険の被保険者期間の相違又は被保険者期間の記録がない事案の基準 厚年基準1-1(厚年法第75条ただし書該当による訂正) ○次の①及び②のいずれにも該当する場合(❶に該当する場合を除く。) (注) 当該訂正に係る期間は、厚年法第75条本文を適用しないものとする。 厚年基準1-2(厚生年金特例法第1条第1項本文該当による訂正) ○次の①及び③のいずれにも該当する場合(❷に該当する場合を除く。) 厚年基準1-3(厚年法第75条本文該当による訂正) ○次の①及び④のいずれにも該当する場合 次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ② 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した届出又は保険料納付が行われていたと判断できる場合 ③ 事業主により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料控除が行われていたと判断できる場合 ④ 本来、届出により記録されるべき請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)する取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合 第4 厚生年金保険の被保険者種別又は厚生年金基金加入員か否かの区別の相違事案の基準でも同様に修正(P16)	

ページ	修正前	修正後	修正理由
17	第5 その他の厚生年金事案の基準 厚年基準5(厚年法(その他)該当による訂正) ○厚年法第75条や厚生年金特例法の対象とならない事案で、次の ①及び③(被保険者期間の短縮事案の場合は、②及び③)のいずれにも該当する場合 (対象となる事案の例) ・保険料徴収権が時効消滅していない期間中の事案 ・育児休業(平成12年4月以降)又は産前産後休業(平成26年4月以降)期間中の事案 ・旧三公社共済組合員期間中の事案 ・陸海軍徴集又は召集期間中の事案 ・戦時加算期間の事案 ・被保険者期間の短縮、標準報酬月額の変額又は標準賞与額の変額の事案 ・同一月内の日付のみ訂正又は喪失月で喪失日前の賞与の事案 次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合 ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合	第5 その他の厚生年金事案の基準 厚年基準5(厚年法(その他)該当による訂正) ○厚年法第75条や厚生年金特例法の対象とならない事案で、次の ①及び③(被保険者期間の短縮事案の場合は②及び③、<u>被保険者が届出・保険料納付義務者の事案の場合は①及び④</u>)のいずれにも該当する場合 (対象となる事案の例) ・保険料徴収権が時効消滅していない期間中の事案 ・育児休業(平成12年4月以降)又は産前産後休業(平成26年4月以降)期間中の事案 ・旧三公社共済組合員期間中の事案 ・陸海軍徴集又は召集期間中の事案 ・戦時加算期間の事案 ・被保険者期間の短縮、標準報酬月額の変額又は標準賞与額の変額の事案 ・同一月内の日付のみ訂正又は喪失月で喪失日前の賞与の事案 ・<u>被保険者が保険料納付義務者の事案</u> 次の事項については、積極的な関連資料及び周辺事情から判断する。 ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合 ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合 ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合 ④ <u>被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合</u>	

ページ	修正前	修正後	修正理由																														
24	2 厚年法第75条ただし書該当の審議 (1) 事業主等による届出〔届出要件〕 (中略) したがって、届出要件の審議では、主に総合認定の基準のうち「<u>事業主又は被保険者により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得日・喪失日等に係る届出が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたと判断できる場合</u>」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。 (中略) 【評価事項】 ○<u>届出義務者が事業主である場合</u> 事業主が保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求期間に係る届出を行っていたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。 ○<u>届出義務者が被保険者自身である場合</u> <u>高齢任意加入被保険者(厚年法附則第4条の3、附則第4条の5)又は任意継続被保険者(昭和60年改正法附則第43条)が、届出可能な期間内に自身が届出すべき請求期間に係る届出を行っていたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。</u> ＜参考：事案類型別の届出義務者＞ <table><tr><th rowspan="3">No</th><th rowspan="3">事 案 類 型</th><th colspan="3">届出義務者</th></tr><tr><th rowspan="2">事業主</th><th colspan="2">被保険者</th></tr><tr><th>高齢任意 ※</th><th>任意継続</th></tr><tr><td>1</td><td>被保険者期間の相違又は記録なし</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2</td><td>標準報酬月額相違</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3</td><td>標準賞与額相違又は記録なし</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>種別又は基金加入員か否かの区別相違</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></table> ※ 届書の種類により届出する者(届出可能な者)が異なる。	No	事 案 類 型	届出義務者			事業主	被保険者		高齢任意 ※	任意継続	1	被保険者期間の相違又は記録なし	○	○	○	2	標準報酬月額相違	○	○	○	3	標準賞与額相違又は記録なし	○	○		4	種別又は基金加入員か否かの区別相違	○		○	2 厚年法第75条ただし書該当の審議 (1) 事業主による届出〔届出要件〕 (中略) したがって、届出要件の審議では、主に総合認定の基準のうち「事業主により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得日・喪失日等に係る届出が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたと判断できる場合」の要件を満たしていたか否かを判断することとなる。 (中略) 【評価事項】 事業主が保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求期間に係る届出を行っていたか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。	
No	事 案 類 型			届出義務者																													
				事業主	被保険者																												
		高齢任意 ※	任意継続																														
1	被保険者期間の相違又は記録なし	○	○	○																													
2	標準報酬月額相違	○	○	○																													
3	標準賞与額相違又は記録なし	○	○																														
4	種別又は基金加入員か否かの区別相違	○		○																													

ページ	修正前	修正後	修正理由
25	ア 積極的な事情の例 (中略) <u>(エ) 任意加入者が請求内容に係る届出を行っている場合 届書や通知等により、請求内容どおりに届出していることが確認できる。</u> <u>(オ) 戦災・風水害により記録が消失・滅失している場合 勤務していた実態等から届出が行われていたことがうかがえる。</u> (事業主がその届出を行った後に焼失・滅失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情が見当たらない。)	ア 積極的な事情の例 (中略) <u>(エ) 戦災・風水害により記録が消失・滅失している場合 勤務していた実態等から届出が行われていたことがうかがえる。</u> (事業主がその届出を行った後に焼失・滅失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情が見当たらない。) (2)事業主による保険料納付[保険料の納付要件]でも同様に修正(P25)	
31	第2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての事情評価 2 その他の訂正要否の審議(第3章第5の③の要件) 第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)を満たしていたか否かを判断することとなる。 この判断は、記録すべき事項そのものを確認又は推認することとなるため、主に被保険者となるべき期間や訂正すべき標準報酬月額・標準賞与額が算定できる報酬額・賞与支払額を直接的に確認又は推認できる関連資料により行うこととなる。 (中略)	第2 第3章第5の基準に係る事案(その他の厚生年金事案)についての事情評価 2 その他の訂正要否の審議(第3章第5の③・④の要件) 第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)又は④の要件(被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合)を満たしていたか否かを判断することとなる。 この判断は、③の要件では、記録すべき事項そのものを確認又は推認することとなるため、主に被保険者となるべき期間や訂正すべき標準報酬月額・標準賞与額が算定できる報酬額・賞与支払額を直接的に確認又は推認できる関連資料により行うこととなる。 また、④の要件では、被保険者により、請求期間の厚生年金記録と異なる資格の取得日・喪失日に係る届出及び保険料納付が行われていたことを直接的に確認できる関連資料や周辺事情により行うこととなる。 (中略)	

ページ	修正前	修正後	修正理由
31	【評価事項】 第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)を満たしていたと認められるか否かについて、次のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。	【評価事項】 第3章第5の③の要件(本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合)を満たしていたと認められるか否かについては、次の(1)から(7)まで、④の要件(被保険者により、請求期間に対応(一部の期間に対応する場合を含む。)した保険料納付が行われていたと判断できる場合)を満たしていたと認められるか否かについては、(8)のような積極的な事情と消極的な事情を評価する。	
34		(中略) (8) 被保険者が保険料納付義務者の事案 適用事業所に使用される者が高齢任意加入被保険者となることを希望するとき又は被保険者の資格を喪失した者が任意継続被保険者となることを希望するときは、自身が届出を行う必要がある。 高齢任意加入被保険者のうち保険料半額負担及び保険料納付義務を負うことについて事業主の同意が得られない者又は任意継続被保険者に係る保険料については、被保険者自身が保険料を指定の期限までに納付することとなるが、当該期限までに納付しないときは被保険者の資格を喪失する(はじめて納付すべき保険料の場合は、被保険者とならなかったものとみなされる。)ため、厚年法第75条及び厚生年金特例法の対象とならない。 ア 積極的な事情の例 ・関連資料がある場合 請求内容どおりに保険料を納付していることが、請求者が保管している領収証書により確認できる。 イ 消極的な事情の例 ・届出が行われていたことがうかがえる事情がない場合 関連資料や周辺事情が得られず、届出が行われていたか否か不明である。	
40	図1 厚生年金事案の審議のあり方 1/2(第3章 第1～4の基準に係る事案)	図1 厚生年金事案の審議のあり方 1/2(第3章 第1～4の基準に係る事案) 別添参照	
41	図2 厚生年金事案の審議のあり方 2/2(第3章 第5の基準に係る事案)	図2 厚生年金事案の審議のあり方 2/2(第3章 第5の基準に係る事案) 別添参照	

図1 厚生年金事案の審議のあり方 1/2 (第3章 第1~4の基準に係る事案)

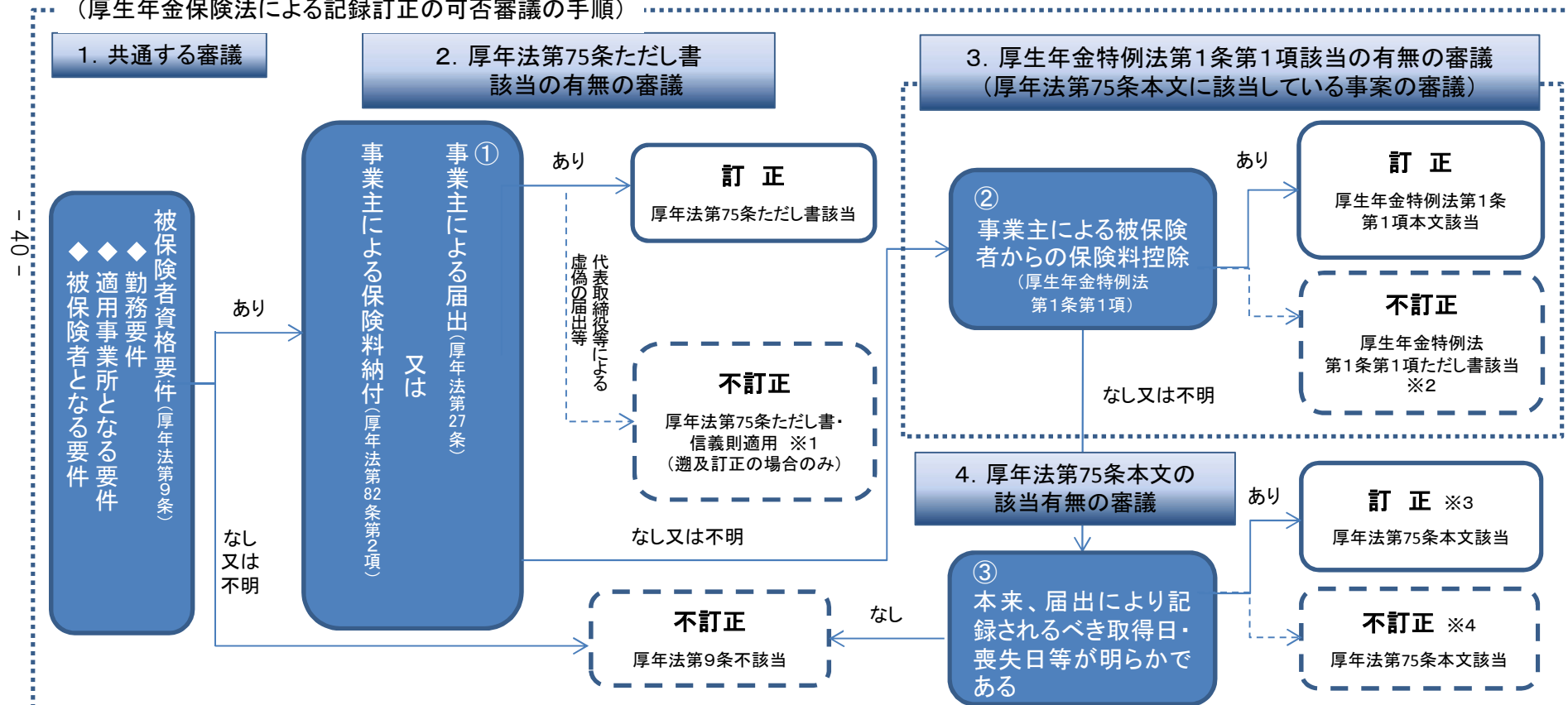
〔認定基準1~4:厚生年金保険法第75条の規定の対象となっている事案〕

請求期間当時、被保険者又は被保険者資格要件を満たす者であり、以下①から③までのいずれかの要件に該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 事業主による届出又は保険料納付があった
- ② 事業主による被保険者からの保険料控除があった(①に該当する場合を除く。)
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである(①又は②に該当する場合を除く。)

事業主「等」を削除

(厚生年金保険法による記録訂正の可否審議の手順)



※1... 遡及訂正処理が行われている場合、請求者が代表取締役等として事業所の債務縮減のための遡及訂正につながる虚偽の届出又は同意を行ったことが認められるものについては、たとえ遡及訂正前の届出に基づく記録が事実即ち正しいものであっても、自らの行為による遡及訂正処理に対して無効を主張することは信義則上許されず、よって訂正を認めない。

※2... 保険料控除があったことが確認できる場合、請求者が厚生年金保険事務の権限を有し、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り又は知り得る状態であったと認められるもの(厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当するもの)については、たとえ保険料控除があったとしても、実態と異なることを知りながら虚偽の届出を行っていたことにより、モラルハザードの観点から訂正を認めない。

※3... 厚生年金保険法第75条本文該当の被保険者期間として記録されていないため、新たに厚生年金法第75条本文該当の被保険者期間として記録の訂正(追加)を認める。

※4... 既に厚生年金法第75条本文該当の被保険者期間として記録されているため訂正を認めない。

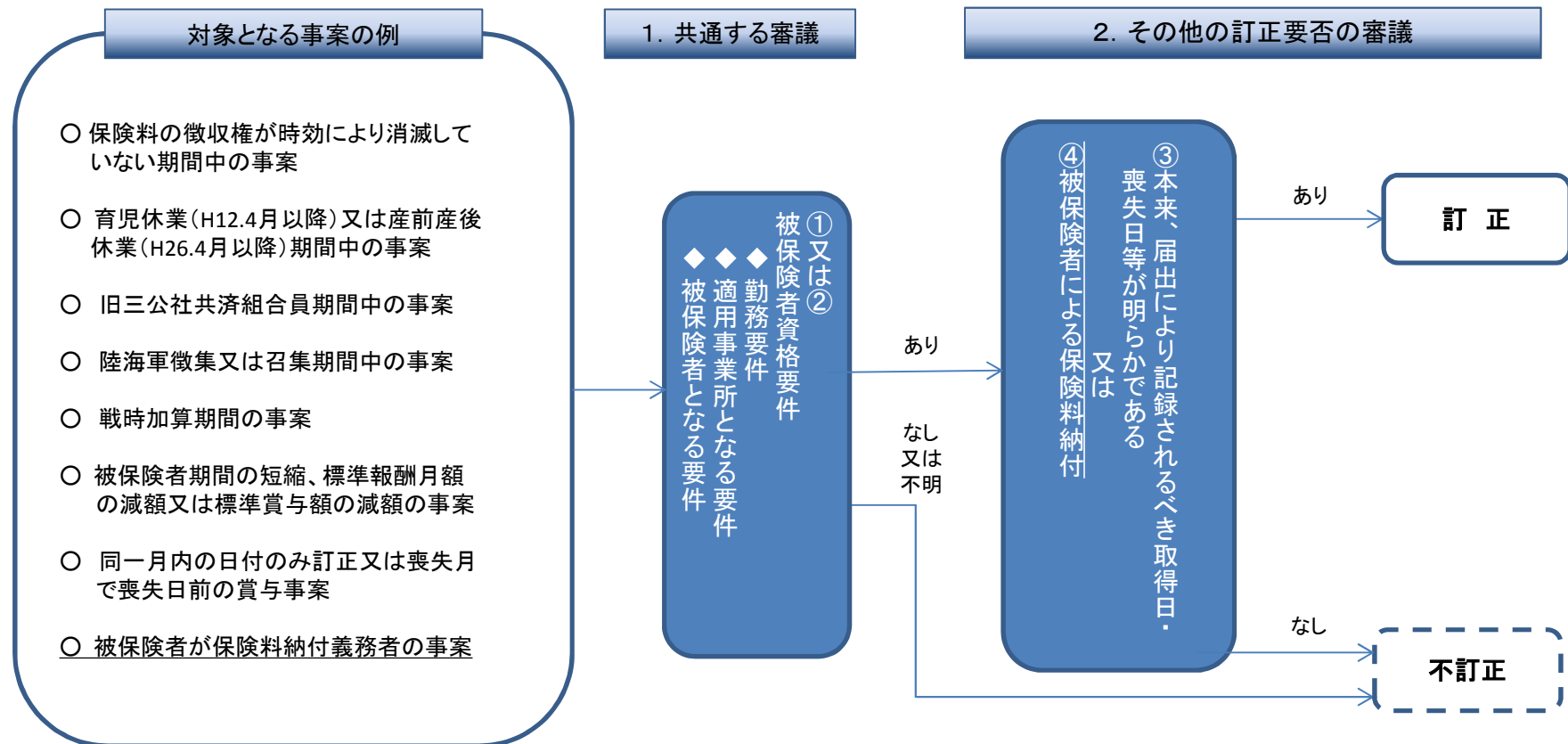
図2 厚生年金事案の審議のあり方 2／2（第3章 第5の基準に係る事案）

【認定基準5:厚年法第75条や、厚生年金特例法の対象とならない事案】

対象となる事案のうち、以下の①及び③（被保険者期間の短縮事案は②及び③、被保険者が保険料納付義務者の事案は①及び④）のいずれの要件にも該当する場合は、訂正請求に対して記録の訂正を認める。

- ① 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていた
- ② 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかった
- ③ 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかである
- ④ 被保険者による保険料納付があった

（厚生年金保険法による記録訂正の可否審議の手順）



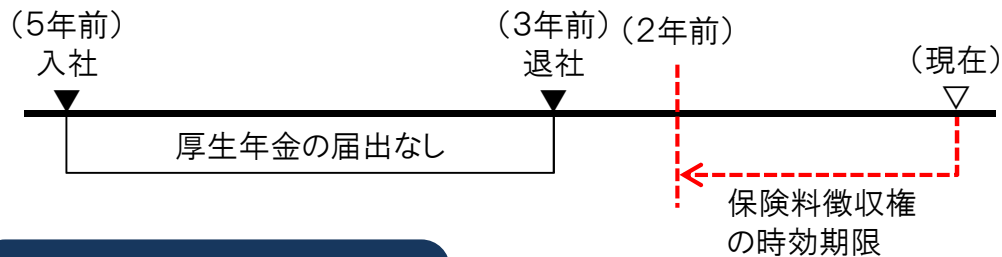
高齢任意加入被保険者・任意継続被保険者に係る修正について

保険料徴収権が時効にかかることを前提とした仕組み

第1～4 各事案の基準

厚生年金保険法第75条

保険料徴収権が時効消滅しているときは、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額に反映されない。



厚生年金特例法

厚生年金保険料を給与天引きされていたにもかかわらず、事業主が国に納付していなかった場合に、その旨の総務省第三者委員会の意見があったときは、年金額に反映される。

保険料の徴収時効が関係ない仕組み

- 適用事業所に使用される70歳以上の高齢任意加入被保険者で事業主が保険料納付義務を負うことについて同意していないもの
- 任意継続被保険者

第5 その他の厚生年金
事案の基準へ

指定の期限までに保険料を納付しないときは、被保険者の資格がなくなる。